

質問と回答

件名

新型コロナウイルスの行政検査によるPCR等検査委託に係る入札について

番号	項目	質問	回答
1	説明書	競争入札参加資格審査中でも、入札をすることは可能でしょうか。	競争入札参加資格については 入札日時点において認められていれば入札可能 です。
2	仕様書	貴県にて検体採取後、「ゆうパック」もしくは「レターパック」で返送していただき、受託者で速やかに検査を実施する対応で入札をすることは可能でしょうか。	「ゆうパック」もしくは「レターパック」での返送は不可 です。検体の回収については受託者において行っていただきます。
3	仕様書	実際はどの程度の検査数があるのでしょうか。また、TMA法で実施する場合、「唾液採取」で綿棒を使って自己採取する方法があるのですが、この方法で実施させていただく事は可能でしょうか。	現在までの実績としては、クラスター対応などで1日300～500検体のPCR検査を行った日もあり、 検査数は変動が大きくPCR法で1日0検体から535検体 でした。 TMA法は、通常の容器での唾液の自己採取が難しい方を対象に実施するもので、 綿棒を使って唾液を自己採取 していただきます。
4	仕様書	TMA法で実施する理由は何でしょうか。また、TMA法ではなく全てPCR法で実施する事は可能でしょうか。	TMA法は、通常の容器では唾液の自己採取が難しい方を対象に、綿棒を使って「唾液」を自己採取する方法(TMA法専用の検体採取キット)に対応するためのもので、全体の5～10%と想定しています。そのため、 全てPCR法で実施することはできません。
5	仕様書	仕様書7「検体回収及び検査方法」について回収が17時目途にとありますが、例えば16時～18時の様な幅を持った回収でもよろしいでしょうか。	多少の幅を持った回収でも問題ありませんが、 16時など、回収時間が早くなるのは不可とします。
6	仕様書	仕様書7「検体回収及び検査方法」について、「祝・休日対応」とありますが、当日の回収は事前に教えていただけるのでしょうか。事前に教えていただければ何日前でしょうか。	検査の必要は急に生じるため、 前日にご相談させていただくことが多い 状況です。
7	仕様書	仕様書7「検体回収及び検査方法」について、(容器、綿棒、保存液等)とありますが、唾液採取容器はどのような形状でしょうか。また、鼻咽頭拭い液採取容器は「スギヤマゲン社 ウイルス輸送液(SGVTM-3R)」でしょうか。保存液を使用しなくても大丈夫でしょうか。	唾液採取容器は、50mLの樹脂製遠心管 です。 鼻咽頭拭い採取容器は、約15mLのスピッツ管で、保健研究センターで調製したハンス液が入っています。 その他、医療機関でスピッツ管に生理食塩水等を入れて使用している場合があります。
8	仕様書	仕様書7「検体回収及び検査方法」について搬送容器(国連規格の二次・三次容器)は受託者側で用意するのでしょうか。また、搬送方法は二次容器→バイオボックス、三次容器→大きめのジュラルミンボックスでの搬送で大丈夫でしょうか。	国連規格容器は、基本的には県(委託者側)で用意 しますが、場合により若干数を融通していただくことがあります。 搬送方法は、厚生労働省が提示する病原体・臨床検体搬送の規制に従った方法で行う必要 があります。
9	仕様書	仕様書7「検体回収及び検査方法」について保健所が作成した検査依頼リストとありますが、どのようなフォーマットでしょうか。また、受託者側の任意の検査依頼リストを使用しても大丈夫でしょうか。	クラスター対応などでは、1回に多数の検体検査を依頼することが多く、保健所の入力負担が少ないよう、 必要最低限の項目のみの一覧表(エクセル)で対応していただく必要 があります。
10	仕様書	仕様書8「検査結果の報告」について、結果報告を「翌日の午後」となっていますが午後ならば18時以降のファクシミリ報告でも大丈夫でしょうか。また、検査結果の正本の提出は回収日の二日後または三日後でも大丈夫でしょうか。	当日の検体数にもよりますが、現在は正午頃までにファクシミリが届いています。18時以降では検査結果を踏まえた対応が取りにくくなるため、特別に検体数が多い場合を除き、 遅くとも17時頃までには必要 です。 検査結果の正本の提出は回収日の二日後または三日後でも可能です。
11	仕様書	仕様書5「検査見込み数」について、年間見込数量9,855件とありますが、契約期間内において今後の感染状況によっては件数の増減はあるのでしょうか。また、感染状況が落ち着いた場合、1日の検体数が「0」の日はあるのでしょうか。	年間見込数量は9,855件です。 契約期間内において 今後の感染状況により件数の大幅な増減が想定 されます。また、現在でも1日の検体数が「0」の日があり、 感染状況が更に落ち着いた場合には、1日の検体数が「0」の日が続く可能性 があります。
12	仕様書	仕様書7「検体回収及び検査方法」について、中和保健所・郡山保健所以外での回収とありますが、どのような場所を想定されているのでしょうか。また、「緊急に県からの検査要請がある場合」においてどのような事を想定されているのでしょうか。	「緊急に県からの検査要請がある場合」とは、クラスター発生等により、 ある程度まとまった検体数が発生した場合を想定 しています。 回収場所の想定は、吉野保健所、内吉野保健所の他、場合によってはクラスターの発生した施設(医療機関、福祉施設等) です。